

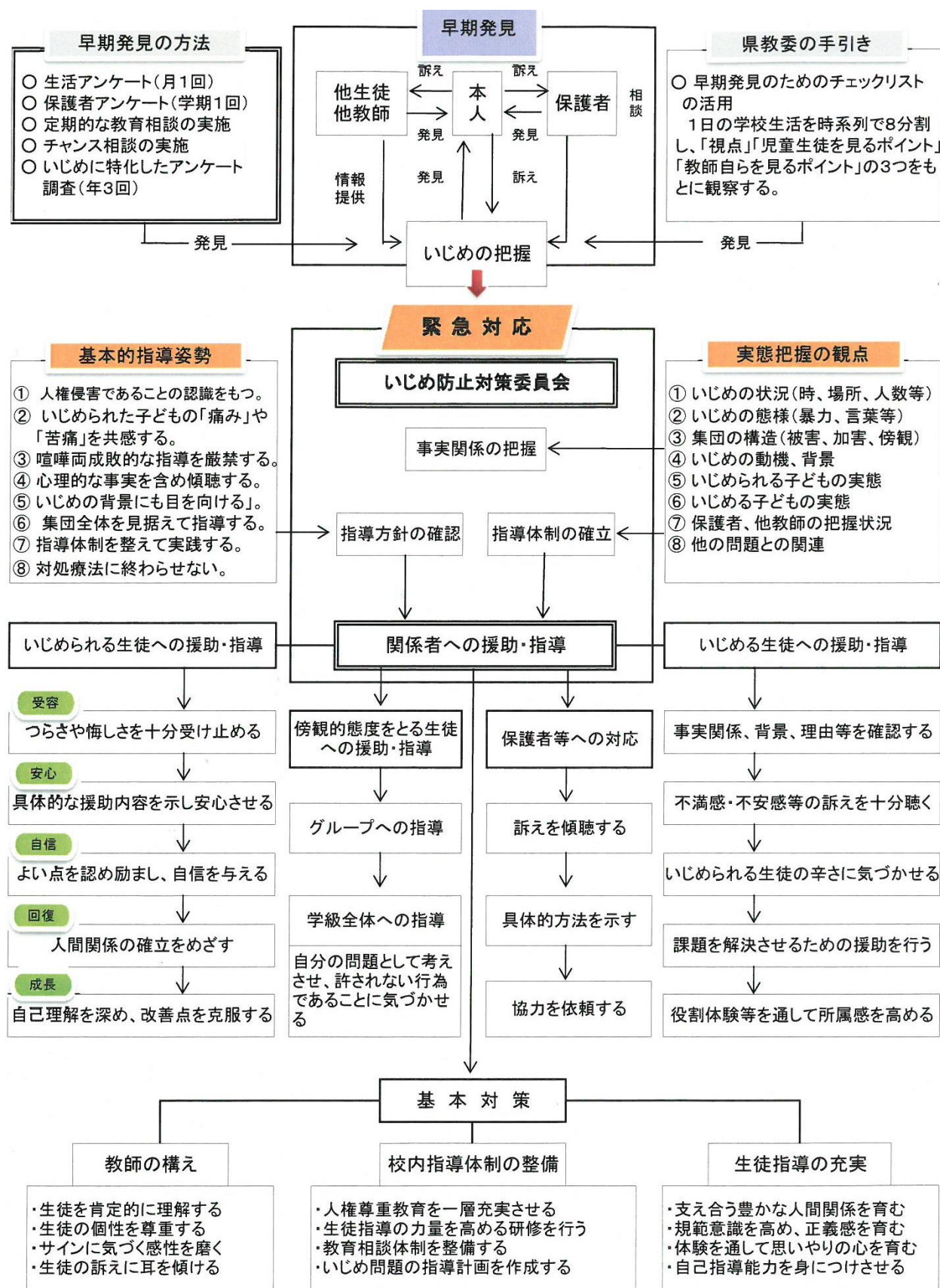
いじめ防止対策の基本方針

二丈中学生徒が安心して生活ができる学校をめざして！



糸島市立二丈中学校

いじめの早期発見・対応の動き



I

いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践する。

いじめとは

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

II

未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。（人間関係づくりプログラムの実施）

III

早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。そのため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、組織で対策をとる。また、保護者の方とも連携して情報を収集する。家庭や地域と連携して生徒を見守る。

IV

早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める。

未然防止には、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

1 いじめ防止対策委員会の設置について

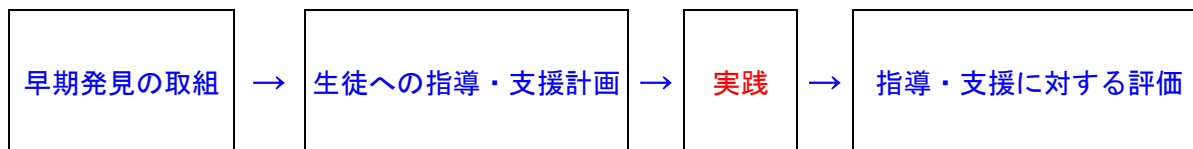
【いじめ問題対策委員会（学年主任会）】

いじめ問題等の取組の中心的推進組織として位置づけ、主幹教諭（生徒指導担当）が主宰し、原則として毎週開催する。また、緊急の問題が発生した場合は校長の指示により適宜招集する。

《いじめ問題対策委員会の役割》

- いじめの事例に対する情報の収集及び事実関係の把握・整理→共通認識
- 個々の事例に対する指導方針・対応等の検討→組織的な対応の指示
- アンケートや教育相談等、いじめの早期発見に関わる対応の検討・実施指示
- いじめ・生徒指導に関わる評価の分析・改善策の検討・実施指示

《いじめ問題対策委員会における基本的な取組の流れ》学期ごとのPDCAサイクル



【いじめ問題対応コーディネーター】主幹教諭（生徒指導担当）

- 「いじめ問題対策委員会」の企画・運営
- 個々の事例対応に対する具体的な指導・助言
- 各主任・主事やSC・SSW等との指示・連絡・調整
- 関係諸機関や小中学校間との連携（連絡・調整）
- いじめに関する校内研修の企画・運営

【スクールカウンセラーの活用】

学校組織の機能化・活性化のために、スクールカウンセラーを積極的に活用する。具体的には、個々の事象について、スクールカウンセラーが担任や保護者等と個別面談を行って、対応を協議したり、校内職員研修の事例研修会等における児童生徒理解や対応の在り方、カウンセリング技能向上のための実技演習等を実施する。また、校内いじめ問題対策委員会において、教員と保護者の共通理解や専門機関との連携を図るためのアドバイスを受ける。

2 年間を通したいじめ防止指導計画の整備について

《いじめ問題に関する学校（対策委員会）・学年学級・生徒会・保護者の年間スケジュール》

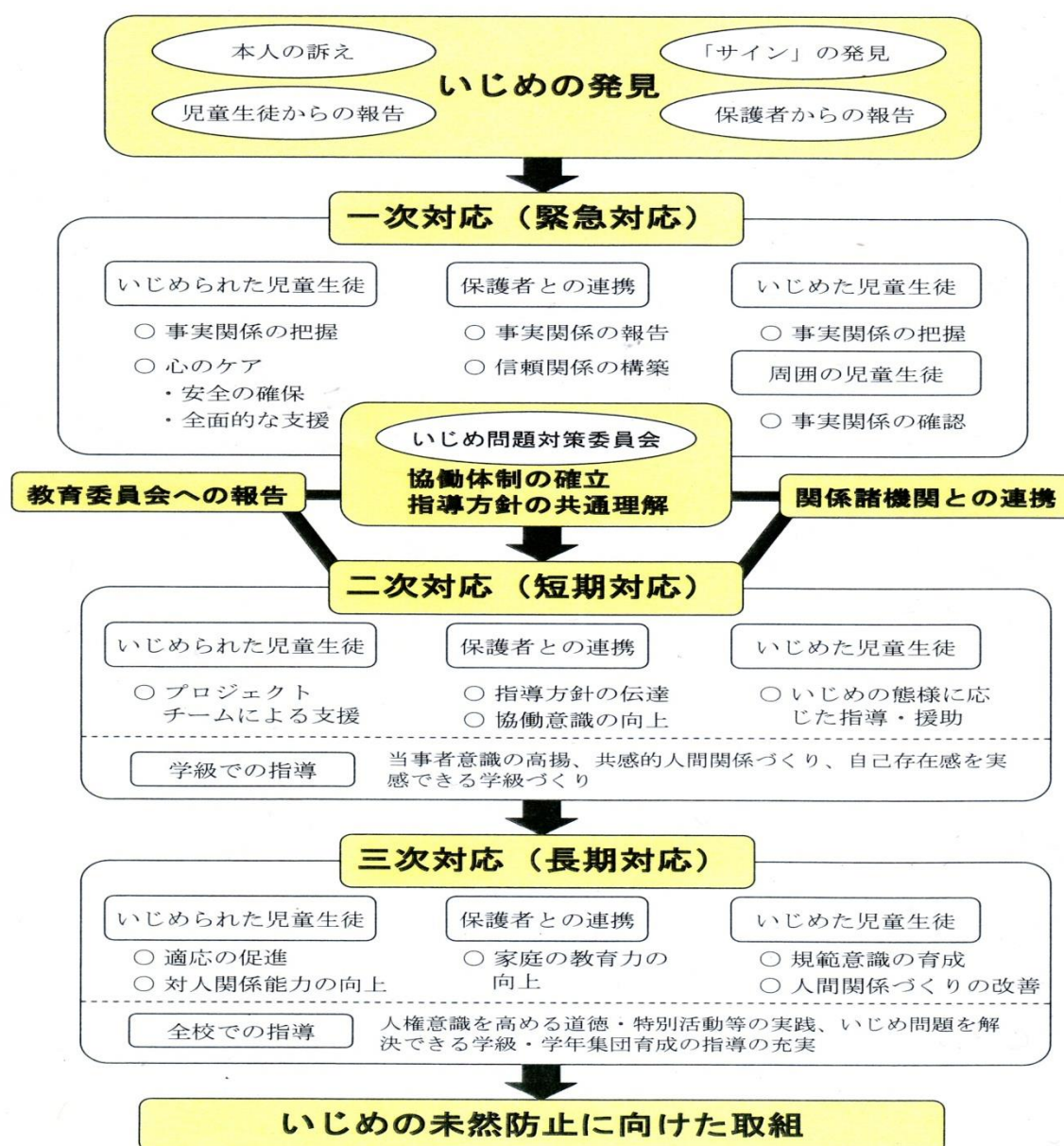
月	学 校 (いじめ問題対策委員会)	学年・学級・部活動 (担任・副任・部活動顧問)	生 徒 会	保 護 者
4	委員会（方針提案） 職員会議（対応の共通理解・ 前期取組の確認）	様相観察 学年会（情報交換） 学級開き・学年集会 部活動キャプテン会・生活アンケート	生徒総会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	授業参観 PTA総会
5	委員会（情報分析・対応）	生活アンケート・様相観察 学年会（情報交換） 学年集会 Q-U検査	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	家庭向けリーフ・チェックリストの配付 部活動保護者会
6	委員会（情報分析・対応）	いじめ生活アンケート・様相観察 学年会（情報交換） 学年集会 教育相談 部活動キャプテン会	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	保護者アンケート 子育て・人権親子学習会 授業参観・学級集会
7	委員会（情報分析・対応・ Q-U結果分析等） いじめ防止標語作成	生活環境他面調査・様相観察 学校評価アンケート 学年会・学年集会	全校集会 授業あいさつ点検	研修委員会 あったか二丈人権を考える日
8	委員会（分析・改善案） 「いじめ対応」校内研	家庭訪問・三者面談 学年会（分析・改善案策定）		
9	委員会（情報分析・対応） 学校運営協議会評価①	生活アンケート・様相観察 学年会・学年集会 部活動キャプテン会	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	部活動保護者会 校区一斉避難訓練
10	委員会（情報分析・対応）	生活アンケート・様相観察 教育相談 学年集会 学年会（情報交換）	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	文化祭・合唱コンクール
11	委員会（情報分析・対応）	生活環境他面調査・様相観察 教育相談 学年集会 学年会（情報交換）	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	保護者アンケート
12	委員会（情報分析・対応）	生活アンケート・様相観察 学校評価アンケート 学年会・学年集会	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	学校評価アンケート 授業参観・学級集会 あったか二丈人権を考える日
1	委員会（情報分析・対応） 学校運営協議会評価②	生活アンケート・様相観察 学年会（情報交換） 学年集会	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	
2	委員会（年間反省・課題） 職員会議（年間反省）	いじめ生活アンケート・様相観察 学年会（年間反省） 学年集会	全校集会 あいさつ運動 授業あいさつ点検	保護者アンケート 授業参観・学級集会 立志式
3	委員会（次年度案策定）	生活アンケート・様相観察 学年会・学年集会	全校集会 授業あいさつ点検	

いじめの兆候を発見した場合、第一にいじめられている生徒の安全を確保し、生徒の立場に立って心情を理解するとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を迅速かつ正確に行う。そして、いじめられている生徒を最後まで守り通す姿勢を持ちながら、いじめを絶対に許さず、その解消に全力を挙げ、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して徹底的に指導していく。

また、いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で確認・指導し、いじめの重大性・非人間性に気づかせ、他人の痛みを理解できるよう教育的な指導を行う。

さらに、いじめ問題として確認した場合、事実関係を明確にした上で、その原因を究明するとともに、関係者の日ごろの指導の在り方等についても反省すべき点を明らかにして、全教職員の共通理解を深めるとともに、早急に指導方法等の改善に努める。

【いじめ問題への対応の手順】



学校だけで解決が困難な事案に関しては、糸島市教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当主幹教諭を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」を大切にする。

いじめ重大事態の定義とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（生命心身財産重大事態）

「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（不登校重大事態）

1 学校の基本姿勢

- ・ いじめを受けた児童生徒や保護者のいじめの事実関係を明らかにしたいなどの切実な思いを理解し、対応にあたる。
- ・ 自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害生徒・保護者に対して調査結果について説明を行う。
- ・ 自殺事案の場合、学校外のことで生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺にいたるまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有していることを認識する。
- ・ 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会を通じて、地方公共団体の長まで報告する。
- ・ 重大事態が発生した場合、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、など関係機関と連携した取組を迅速に行う。

2 学校の対応

①重大事態が発生した場合は、直ちにいじめ対策委員会を立ち上げ、事実の確認、経過、今後の対応を協議し、全職員に対応方法を伝え、共通した認識で対処できるようにする。

②生徒・保護者への説明事項

- ・ いじめはなかったなどと断定的に説明はしない
- ・ 学校の不適切な対応により、生徒や保護者が深く傷つけるような結果となった場合は、速やかに説明・謝罪を行う。
- ・ 被害生徒・保護者に寄り添いながら対応する。
- ・ 被害生徒・保護者の心情を害する言動は厳に慎む

③重大事態の調査事項

- ・ 被害生徒・保護者に対して、重大事態に係わる件について、調査開始時期・結果などをきちんと説明する。
- ・ 調査方法はアンケートや聞き取り方法などで行う。
- ・ 調査結果については、被害生徒・保護者、関係機関にはきちんと説明をする。
- ・ 自殺事案については、遺族の了解を得て、外部への説明の機会を行う。
- ・ 重大事態については、学校だけの対応とせず、必ず関係機関と連携・相談・対応を行う。